

## ケース診断会議運営要綱

### 1 目的

ケース診断会議は、保護の決定実施上、特に複雑・困難な問題を有するケースを総合的な見地から多面的に分析・検討し、保健福祉総合センターの統一した援助方針の確定とそれに基づく援助内容の充実及び適正な実施を図ることを目的とする。

### 2 構成

保健福祉総合センター所長（以下「センター所長」という。）、生活援護課長（以下「課長」という。）、生活援護課長補佐、査察指導員、地区担当員によって構成する。また、必要に応じ、その他関係職員及び嘱託医等の参加を求める。

なお、3（8）の検討については、センター所長の出席は必要なく、課長以下の職員で構成して差し支えない。（堺市事務決裁規則の例による。）

### 3 検討事案

- (1) 法第27条第1項に基づく口頭若しくは文書による指導指示又は検診命令の適用の可否を検討する場合。
- (2) 法第63条の適用に疑義がある場合若しくは自立更生のために当てられる額として返還免除の可否を検討する場合。
- (3) 法第77条の2若しくは法第78条の適用を検討する場合。
- (4) 法第28条第5項に基づく申請の却下又は保護の停止、若しくは廃止を検討する場合。
- (5) 法第62条第3項に基づく保護の停止若しくは廃止を検討する場合。
- (6) 辞退届による保護の廃止を検討する場合。
- (7) 居住用の資産（土地・家屋等）の処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かを検討する場合。
- (8) 債権の履行延期処分若しくは分割納付処理を検討する場合。（生活保護を廃止している者については不要。）
- (9) 暴力団員に対する保護の適用の可否を検討する場合。
- (10) その他特別な指導を要し、または援助困難ケースに係る対応について検討する場合。

### 4 会議の開催

地区担当員が対象ケースを選定し、「ケース診断会議記録票」に必要事項を記入し、査察指導員に提出する（直近3ヶ月のレセプトを添付）。

査察指導員は課長等と協議し、必要に応じて課長が会議を招集し、開催する。

### 5 記録及び回覧

会議録は地区担当員が作成する。会議録は2部作成し、1部をケースファイルに、1部をケース診断会議録として編綴する。

また、会議録は適宜関係職員に回覧することにより、内容を周知徹底するとともに今後の援助の参考とする。

### 6 援助方針の実施と報告

地区担当員は会議において決定された援助方針に基づき援助を行い、経過を適宜、ケース診断会議の構成員に報告する。

### 7 附則

この要綱は昭和59年1月1日より施行する。

この要綱は平成3年1月1日より施行する。  
この要綱は平成28年8月1日より施行する。  
この要綱は令和2年4月1日より施行する。  
この要綱は令和2年10月1日より施行する。